



綱紀のしおり

〈四訂版〉



名古屋税理士会
綱紀監察部

税理士の使命と倫理

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士法第1条)

税理士の倫理綱領

1. 税理士は、職務の公共性を自覚し、独立公正な立場で職務を遂行する。
2. 税理士は、法令に基づき、納税義務の適正な実現を図り、納税者の信頼にこたえる。
3. 税理士は、秩序を重んじ、信用を保持し、常に品位を高め、社会的地位の向上に努める。
4. 税理士は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める。
5. 税理士は、会則、規則等を遵守し、会務運営に積極的に協力する。

名古屋税理士会

「綱紀のしおり」四訂版の発刊にあたって

われわれ税理士は、税理士法第1条を基本理念に国民より信頼される税理士を目指し、たゆまぬ努力を続けなければなりません。そのためには日々法令、実務に精通することはもとより、深い教養の保持と品性の陶冶に努めなければなりません。

近年、税理士業界のみならず専門職業界全体に対する社会一般の目は従前に増して厳しいものになっています。全ての会員が関係法令、特に税理士法への理解を深め、身に付けることは、税理士の社会的地位の向上につながります。

特に、前頁に掲げた倫理綱領を深く理解し、遵守することが必要だと考えます。

今回、平成28年9月に発刊した「綱紀のしおり」(三訂版)について、改正税理士法等の改正点に対応した内容とするための改訂を行いました。なお、具体的事例の掲載に当たっては、実際の処分事例である、国税当局から提供を受けた「税理士の懲戒処分に係る非違事例」をできる限り掲載するよう心掛けました。

日々業務に追われ、つついおろそかになりがちな関係法令への理解を、本冊子を熟読されることにより今一度深めていただき、日々の業務にお役立ていただきたいと思っております。

令和6年3月

名古屋税理士会 綱紀監察部

～ 目 次 ～

1	税理士の責任	2
2	総則	7
3	遵守事項	8
3-1	事務所の設置	8
3-2	業務の制限及び停止	9
3-3	所属税理士の業務	10
3-4	税務代理	11
3-5	署名の義務	12
3-6	紛議の予防と調停	13
3-7	職業倫理	14
3-8	税務支援	19
3-9	研修	20
3-10	帳簿作成	21
3-11	使用人関連	22
3-12	会費	23
3-13	広告	24
3-14	非税理士との関連排除	25
3-15	報酬	28
3-16	税理士法人の社員	29
3-17	監督	30
4	紀律委員会等	31
5	その他	33
5-1	支部集会への出席	33
5-2	変更登録	34
5-3	書面添付制度	35
	税理士法（抄）	36
	紀律規則に関する運用指針	41
	業務の広告に関する細則	47
	税理士会会員の業務の広告に関する運用指針	49
	税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方	55

【名古屋税理士会の綱紀に係る部、委員会】

1. 綱紀監察部

会員の品位保持及び監督
会員の使用人等の監督
会員と使用人との紛議等 (綱紀事案)

非税理士の排除 (監察事案)

2. 紀律委員会 〔会長の指示による会員の処分についての答申に関する事項を所掌〕

綱紀事案のうち本会会則による処分及び懲戒処分の対象となるもの (紀律事案)

3. 紛議調停委員会

会員と委嘱者との紛議
会員と他の会員等との紛議

【主な関係法規】

「税理士法」

令和5年改正分

「本会会則」

名古屋税理士会会則

「連合会会則」

日本税理士会連合会会則

「紀律規則」

令和5年6月一部改正

「広告細則」

業務の広告に関する細則

「運用指針」

紀律規則に関する運用指針

1 税理士の責任

税理士は、納税義務の適正な実現を図るという社会的使命を有している。それゆえに法的保護として、無償独占という業務独占が与えられている。

社会的公共使命を遵守しなければならない税理士に対し、国がその素質を有している者に法律によって資格を付与していることからして、税理士がその業務を正しく遂行せず、税理士法違反等があったときは、行政処分として懲戒処分を行うことができると定められている。また、本会においても懲戒処分とは別に、会則による処分の規定がある。

「税理士法」第44条（懲戒の種類）

税理士に対する懲戒処分は、下記の三種とする。

- (一) 戒告
- (二) 2年以内の業務の停止
- (三) 業務の禁止

「税理士法」第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反したときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

「税理士法」第46条（一般の懲戒）

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

「本会会則」第50条（会員の処分）

会長は、会員が税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反した場合は、理事会の議を経て当該会員を訓告し、又は2年以内本会の会員として有する権利の全部若しくは一部を停止することができる。

主な税理士法違反の内容及び罰則・懲戒処分

違反内容	違反条項	適用条項
変更登録懈怠	第20条 事務所所在地等、登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。	第46条（懲戒処分）
税務代理の権限の明示義務違反	第30条・第31条 税務代理をする場合においては、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。	第46条（懲戒処分）
税理士証票の不提示	第32条 税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面接するときは、税理士証票を提示しなければならない。	第46条（懲戒処分）
署名の義務違反	第33条・第33条の2 税務代理をし、または税務書類を作成した場合には、当該書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。	第46条（懲戒処分）
脱税相談等	第36条 不正計算に関して、指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為を行ってはならない。	第45条第1項（懲戒処分） 第58条・第63条（罰則）
信用失墜行為 自己脱税、業務懈怠、納税資金の詐取・横領、暴力行為による調査妨害、税務職員に対する贈賄、虚偽答弁指示、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士会の会費の滞納等	第37条 税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。	第46条（懲戒処分）
名義貸し	第37条の2 第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。	第46条（懲戒処分） 第59条・第63条（罰則）
守秘義務違反	第38条 正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても同様。	第46条（懲戒処分） 第59条第1項第3号（罰則）
会則遵守義務違反	第39条 所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。	第46条（懲戒処分）
事務所設置義務違反	第40条 税理士及び税理士法人は事務所を設けなければならない。 税理士事務所を二以上設けてはならない。 社員税理士・所属税理士は事務所を設けてはならない。	第46条（懲戒処分）
帳簿作成義務違反	第41条 税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに税務代理の内容等を記載しなければならない。	第46条（懲戒処分）
使用人等監督義務違反	第41条の2 税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう使用人等を監督しなければならない。	第46条（懲戒処分）
助言義務違反	第41条の3 不正計算等の事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。	第46条（懲戒処分）
業務の制限違反	第42条 国等の公務員で税理士となったものは、離職後1年間はその離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について、税理士業務を行ってはならない。	第46条（懲戒処分） 第60条（罰則）

違反内容	違反条項	適用条項
業務の停止期間中の税理士業務	第43条 懲戒処分により弁護士、公認会計士等の業務を停止された場合等、また報酬のある公職に就いた場合には、税理士業務を行ってはならない。	第46条（懲戒処分） 第60条（罰則）
税理士業務の制限規定違反（税理士のにせ者）	第52条 税理士又は税理士法人でない者は、税理士法に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。	第59条第1項第4号（罰則）
名称の使用制限違反	第53条 税理士又は税理士法人でない者は、税理士、税理士事務所、税理士法人又はこれらに類似する名称を用いてはならない。	第61条（罰則）
故意に脱税相談等をした場合の懲戒	第45条第1項 ○故意に真正の事実を反した税務代理又は税務書類の作成をしてはならない。 ○第36条違反の場合（脱税相談）	第45条第1項（懲戒処分）
相当な注意を怠り脱税相談等をした場合の懲戒	第45条第2項 相当な注意を怠り、前項の行為をした場合	第45条第2項（懲戒処分）
一般の懲戒	第46条 ○前条に該当する場合を除き、第33条の2第1項、第2項の書面に虚偽記載をした場合 ○税理士法、国税・地方税に関する法令に違反した場合	法第46条（懲戒処分）
税理士法人への準用	第48条の16 第30条、第31条、第34条から第37条の2まで、第39条及び第41条から第41条の3までの規定は、税理士法人について準用する。	第45条、第46条（懲戒処分）
税理士法人の違法行為等についての処分	第48条の20第1項 税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められる場合	第48条の20（懲戒処分）
	第48条の20第4項 第1項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実がある場合	第45条、第46条（懲戒処分）

税理士（税理士であった者を含む）に対する懲戒処分基準まとめ

令和5年2月17日付財務省告示第49号「税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方」を参考に作成。

対象となる行為		判断における要素	戒告	停止				禁止
法45条	第1項（故意）	不正所得金額等の額						
	第2項（過失）	申告漏れ所得金額等の額						
法46条	法33条の2における虚偽記載	虚偽記載の件数、程度						
	法37条 （信用失墜行為）	自己脱税	不正所得金額等の額					
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	申告漏れ所得金額等の額					
		調査妨害	妨害行為の回数、程度					
		税理士業務を停止されている税理士への名義貸し	名義貸しを受けた者の人数 名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数 名義貸しをした期間 名義貸しにより得た対価の額					
		業務け怠	—					
		税理士会の会費滞納	—					
		その他反職業倫理的行為	—					
	法37条の2（名義貸しの禁止）	名義貸しを受けた者の人数 名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数 名義貸しをした期間 名義貸しにより得た対価の額						
	法38条（守秘義務）	—						
	法41条（帳簿作成義務）	—						
法41条の2（使用人等監督義務）	—							
法42条（業務の制限）	税務代理・税務書類・税務相談を行った件数							
業務の停止の処分に違反して税理士業務を行ったとき	—							
その他	—							

6月 1年 1年6月 2年

税理士法人に対する懲戒処分基準まとめ

令和5年2月17日付財務省告示第49号「税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方」を参考に作成。

対象となる行為 (法48条の20)		判断における要素	戒告	停止 (一部又は全部)				解散
法又は法に基づく命令違反	法人固有の手続規定（法48条の10〈成立の届出等〉、法48条の13〈定款の変更〉、法48条の19〈合併〉等）	—						
	法37条	自己脱税	不正所得金額等の額					
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	申告漏れ所得金額等の額					
		税理士会の会費滞納	—					
	法41条（帳簿作成義務）	—						
	法41条の2（使用人等監督義務）	—						
	業務の全部または一部の停止の処分に違反して業務を行ったとき	—						
	その他	—						
社員税理士に法45条又は法46条に規定する行為があったとき	当該行為を行った社員税理士の量定（複数の場合は合計）							
運営が著しく不当	—							

6月 1年 1年6月 2年

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数（全国）

（単位：件）

会計年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
処分等件数	37	34	41	50	59	41	39	38	51	43	22	21	13
禁止	11	8	5	5	13	5	11	7	9	14	4	5	4
停止	26	26	36	45	46	36	28	31	42	29	18	16	9
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 総則

(会則等の遵守) 紀律規則第2条

会員は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）の会則並びに本会の会則、規則及び細則（以下「会則等」という。）を誠実に守らなければならない。

(使命及び職責の遂行) 紀律規則第3条

会員は、税理士法（以下「法」という。）第1条に規定する税理士の使命の重要性を認識し、その職責を遂行するため、高潔な人格の陶冶と円満な常識の涵養に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

(品位保持) 紀律規則第4条

会員は、その使命に鑑み各自その品位を保持するとともに、常に税理士の社会的信用の向上に努めなければならない。

「税理士法」第1条（税理士の使命）

「税理士法」第37条（信用失墜行為の禁止）

「税理士法」第39条（会則を守る義務）

「本会会則」第40条（納税者との信頼関係の保持）

「本会会則」第41条（職業倫理）

「本会会則」第42条（信用失墜行為の禁止）

「本会会則」第43条（会則等の遵守）

3 遵守事項

3-1 事務所の設置

(事務所の設置) 紀律規則第5条

会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、税理士業務を行うための事務所（その所在地及び外部に対する表示が、税理士業務の本拠として税理士業務を継続的に執行するために適切なものであることを要する。）を設けなければならない。

2 税理士会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。

3 税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

「税理士法」第40条（事務所の設置）

「本会会則」第43条の5（税理士業務を行うための事務所）

「税理士法基本通達」40-1（事務所）

法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。

この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。

「税理士法基本通達」40-2（二ヶ所事務所の禁止）

法第40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-1の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。

「税理士法基本通達」40-3（税理士である公認会計士の公認会計士事務所）

税理士である公認会計士が税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって税理士事務所であると認められるときは、“2ヶ所事務所”の禁止規定に抵触するものとして取り扱うこととする。

網紀事例

2ヶ所税理士事務所設置違反

【条文】 税理士法第40条違反、第46条該当

【量定】 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士Xは、廃業する税理士から顧客を引き継ぐに当たり、新たに事務所を設け、登録上の事務所とした。その際、これまで税理士業務を行っていた自宅事務所の看板表示等の変更をすることなく、引き続き、自宅事務所において法人15社、個人6名に対する税理士業務を行った。

3-2 業務の制限及び停止

(業務の制限) 紀律規則第6条

国税又は地方税に関する行政事務に従事していた公務員であった税理士会員は、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。ただし、法第42条ただし書の承認を受けた者についてはこの限りでない。

「税理士法」第42条（業務の制限）

「税理士法」第43条（業務の停止）

税理士は、懲戒処分により業務を停止された場合の他に、次の場合においても税理士業務を行うことはできない。

- (1) 他の法定職業（弁護士、公認会計士、司法書士等）にかかる懲戒処分を受けた場合
- (2) 報酬のある公職についた場合（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く）

「税理士法施行規則」第20条（業務制限に関する承認申請）

法42条による国税庁長官の承認を受けようとする者は、申請書を、事務所の所在地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

「本会会則」第53条（業務の停止の届出）

3-3 所属税理士の業務

(所属税理士の業務) 紀律規則第6条の2

所属税理士である税理士会員（以下この条において「所属税理士」という。）が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

(1) 所属税理士である旨

(2) その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

(3) その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

(4) 自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

3 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名しなければならない。

4 所属税理士は、第2項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名を得なければならない。

5 所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

6 所属税理士は、第1項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

「税理士法施行規則」第1条の2（所属税理士の業務）

3-4 税務代理

(税務代理の権限の明示) 紀律規則第7条

会員は、税務代理に当たっては、税理士法施行規則第15条に規定する税務代理権限証書を税務官公署に提出しなければならない。

(税理士証票の携行等) 紀律規則第8条

税理士会員は、税理士業務を行うときは、税理士証票を携行し、税理士会員章を着用しなければならない。

2 税理士会員が税務代理を行うときは、税務官公署の職員に税理士証票を提示しなければならない。

「税理士法」第30条（税務代理の権限の明示）

「税理士法」第31条（特別の委任を要する事項）

不服申立ての取下げ又は代理人の選任をするときは、特別の委任を受けなければならない。

「税理士法」第32条（税理士証票の提示）

「税理士法施行規則」第15条

法30条に規定する書面は、別紙8号様式（税務代理権限証書）による税務代理権限証書とする。

「本会会則」第46条（税理士証票の携行）

税理士証票の定期交換

「税理士法施行規則」第13条（税理士証票返還等の手続）第4項

税理士は、その所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則で定めるところにより、定期的に税理士証票の交換をしなければならない。

「本会会則」第46条の2（税理士証票の定期交換）

税理士会員は、税理士証票の交付日から10年を経過したときは、連合会の定めるところにより、税理士証票の交換を申請しなければならない。

3-5 署名の義務

(署名の義務) 紀律規則第9条

会員が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

2 会員が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

「税理士法」第33条（署名の義務）

「運用指針」11 第9条（署名の義務）

「署名」とは、その代理責任の所在を明確にするために設けられたものであり、「記名」あるいは「代書」ではなく自署のことをいう。

また、他の税理士に常時従事する所属税理士、及び税理士法人の社員税理士又はその所属税理士が署名するときは、「税務代理権限証書」を受けている税理士又は税理士法人の事務所の名称を付記しなければならない。

なお、所属税理士は、当該申告書等及び税務書類に所属税理士である旨を表示する。また、直接受任業務に係る申告書等及び税務書類においては、所属税理士である旨を表示するほか、直接受任である旨を付記する必要がある（施行規則第16条第3項）。

署名の例

開業税理士の場合	(税理士) 名税太郎
社員税理士の場合	メイゼイ税理士法人 (税理士) 名税太郎
所属税理士の場合 (法人)	メイゼイ税理士法人 所属税理士 名税太郎
所属税理士の場合 (開業)	千種一郎税理士事務所 所属税理士 名税太郎

※電子申告の場合も所属税理士による代理送信は可能。その場合、「申告・申請等基本情報」画面の「税理士等」の「氏名又は名称」欄に、所属税理士である旨と氏名に加えて所属税理士法人又は税理士事務所の名称等を入力する。

税理士 IC カードは税理士本人以外が使うことは禁止されていますので、暗証番号の管理と同時に保管についても十分に注意して下さい。

3-6 紛議の予防と調停

(業務委嘱契約) 紀律規則第10条

会員は、委嘱者との業務委嘱契約を忠実に守り、紛議等が生じないように努めなければならない。

2 会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。

3 会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。

(業務侵害行為の禁止) 紀律規則第25条

会員は、直接であると間接であるとを問わず、他の税理士又は税理士法人の業務を不当又は不公正な方法によって侵害するような行為をしてはならない。

(委嘱者との金銭貸借等の制限) 紀律規則第31条

会員は、特別な事情がない限り次の行為をしてはならない。

(1) 委嘱者と金銭の貸借をすること。

(2) 委嘱者の債務の保証人となること。

「本会会則」第61条 (紛議の調停)

本会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。調停に関し必要な事項は規則で定める。

「紛議調停規則」

第2条 「紛議」とは、税理士として通常遂行する税理士の業務について生じた、会員と委嘱者、会員と他の会員その他関係人との間における紛争をいう。

第4条 調停に関する事務を処理するため、紛議調停委員会を設ける。

「運用指針」28 第25条 (業務侵害行為の禁止)

「不当又は不公正な方法」とは、誇張や虚偽の表現により、又は他の税理士を誹謗、中傷する等して自己への業務委嘱を誘引するぎまんの顧客誘引（自己が他の者より著しく優れている又は有利であると顧客に誤認させることにより、自己と取引するよう不当に誘引すること）等の行為をいう。また、納税者に対しみだりに業務の委嘱を懇請し、業務の委嘱を誘引する行為や、他の税理士又は税理士法人の使用人を引き抜き雇用するような行為も不公正な方法にあたる。

3-7 職業倫理

(脱税相談等の禁止) 紀律規則第11条

会員は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止) 紀律規則第12条

会員は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務) 紀律規則第13条

税理士会員は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(助言義務) 紀律規則第18条

会員は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

(不正な税務代理等の禁止) 紀律規則第19条

会員は、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしてはならない。

2 会員は、自己以外が作成した税務書類について、署名してはならない。

(業務の執行方法) 紀律規則第20条

会員は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(名義貸しの禁止) 紀律規則第23条

会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

(非税理士との関連排除) 紀律規則第24条

会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるとを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

- (1) 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- (2) 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。
- (3) 実質上の使用人となり、又は雇用すること。
- (4) 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- (5) 業務上の便宜を与えること。

- 「税理士法」第36条 (脱税相談等の禁止)
- 「税理士法」第37条 (信用失墜行為の禁止)
- 「税理士法」第37条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止)
- 「税理士法」第38条 (秘密を守る義務)
- 「税理士法」第41条の3 (助言義務)
- 「税理士法」第45条 (脱税相談等をした場合の懲戒)

- 「本会会則」第41条 (職業倫理)
- 「本会会則」第42条 (信用失墜行為の禁止)
- 「本会会則」第43条の2 (非税理士との提携の禁止)
- 「本会会則」第43条の3 (名義貸しの禁止)

「運用指針」13 第11条 (脱税相談等の禁止)

脱税相談等の対象となる租税は、国税及び地方税のすべての税目をいう。

「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ又は具体的な方法を教示し税の逋脱を企画することをいう。

「相談に応じ」とは、税の逋脱の方法等の相談相手になり脱税に肯定的に応じることをいう。

また、「これらに類似する行為」とは、委嘱者に直接・間接に脱税の教唆をすることをいう。

「運用指針」14 第12条 (信用失墜行為の禁止)

「信用失墜行為」とは、税理士として法律的及び社会的に反する行為等で、信用又は品位を保持しているとはいえない行為をいい、「税理士の信用」とは、税理士一般の社会的信用をいう。

信用失墜行為及び品位を害する行為の主なものとしては、①自己の脱税、②業務懈怠、③業務停止期間中の税理士又は税理士法人に対する名義貸し、④詐欺、⑤委嘱者から預かった金銭の流用や横領、⑥暴力的行為等が挙げられる。

(名義貸しについては「3-14 非税理士との関連排除」を参照。平成26年の税理士法改正により、名義貸しの禁止は税理士法第37条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止) で明文化され、違反者は財務大臣による懲戒処分を受けるほか、法第59条の定めにより罰則の対象となる)

「運用指針」15 第13条 (秘密を守る義務)

「正当な理由」とは、委嘱者本人の許諾又は法令に基づく義務があるときをいう。

「盗用」とは、税理士が税理士業務に関して知り得た秘密を、委嘱者本人の承諾なしに自己又は第三者のために利用することをいう。

また、取得した委嘱者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に取り扱わなければならない、税理士会が定める個人情報の取扱いに関する細

則等を遵守しなければならない。

なお、これら守秘義務及び個人情報の保護については、使用人等に対しても同様に課せられていることに留意する必要がある。

なお、秘密保持については、税理士法38条に同文があるが、その後段で、「税理士でなくなった後においても、また同様とする。」と併せ規定している。

「運用指針」21 第19条（不正な税務代理等の禁止）

「故意に」とは、事実を反し、又は反する虞があると認識して行うことをいい、刑法上の故意（犯意）よりも広く解する。

綱紀事例

1 脱税相談等

【条文】 税理士法第36条違反、第45条第1項該当

【量定】 6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士Xは、関与先である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から、できるだけ税金は払いたくない旨の相談を受けたことから、決算期末に架空の委託契約料を計上するとともに、当該取引が正当な取引であると装わせるため、自ら架空の研究委託契約書の下書きを作成し、同代表者に当該契約書を作成させた。

2 故意による不真正税務書類の作成

【条文】 税理士法第45条第1項該当

【量定】 6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（1）不正事実の認識

①税理士Xは、関与先である有限会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から勤務実態がない役員がいることの報告を受け、その役員に対する架空の人件費が計上されていることを認識していたにもかかわらず、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

②税理士Xは、関与先である株式会社甲の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、使用人であるAから、同社の代表者より依頼を受け、架空工事に係る消費税額を控除対象仕入税額に計上していることを報告され、当該事実を認識したにもかかわらず、特段是正することなく、消費税額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（2）関与先からの要請

①税理士Xは、関与先の相続税の申告に当たり、相続人から相続税を減らせないかと依頼され、相続財産である貸付金債権を除外することにより、課税価格を不正に圧縮した申告書を作成した。

②税理士Xは、関与先である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から前年並みの利益になるようにとの依頼を受け、架空仕入れを決算期末に一括して計上することにより所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

3 過失による不真正税務書類の作成（相当の注意を怠った場合）

【条文】 税理士法第45条第2項該当

【量定】 戒告又は2年以内の税理士業務の停止

税理士Xは、関与先である有限会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の専務取締役から口頭により高額な仕入金額の提示を受けたが、当該仕入金額に係る支払事実等を何ら確認することなく、提示を受けた根拠のない金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

4 法第33条の2により添付する書面への虚偽記載

【条文】 税理士法第46条該当

【量定】 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

税理士Xは、関与先である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、故意に所得金額を不正に圧縮した申告書を作成しているにもかかわらず、税理士法第33条の2第1項の規定による添付書面に、架空の手数料の支払先とされた法人との業務内容等を検証し、金額の妥当性について審査した旨の虚偽の記載をした。

5 自己脱税

【条文】 税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（1）税理士本人及び税理士が代表者である法人の不正経理

税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、旅費交通費の水増し計上などにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。また、税理士Xは、自己が代表者である有限会社甲の法人税の確定申告に当たり、架空の退職金の計上や業務委託収入を除外することなどにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

（2）配当金の収入除外

税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、子供の学費資金を捻出するため、株式会社甲からの配当金を申告から除外することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

（3）株式の譲渡所得の除外

税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、株式の譲渡所得を除外することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

（4）税理士が実質経営者である法人の不正経理

税理士Xは、自己が実質経営者である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、個人的な旅行費用や自宅で使用する家電製品などの購入費用を消耗品費などに科目を仮装するなどして当該法人の経費に付け込むことにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

6 多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ

【条文】 税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】 戒告又は2年以内の税理士業務の停止

（1）無申告

税理士Xは、自己の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったこと、確定申告しても源泉還付となると見込まれたことを理由に、法定申告期限までに確定申告書を提出しなかった。

（2）多額の申告漏れ

税理士Xは、日頃から帳簿書類の作成・保存をおろそかにしていたため、自己の所得税の

確定申告に当たり、売上げの計上漏れなど多額の申告漏れを生じさせた。また、自己が代表者である有限会社甲の法人税の確定申告についても、同様の理由により、売上げの計上漏れや固定資産売却益の計上漏れなど多額の申告漏れを生じさせた。

7 その他反職業倫理的行為（不正還付）

【条文】 税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、源泉徴収義務者でない会社役員等から受領した税理士報酬について10%の源泉徴収がされているとして税額控除を行い、所得税額を不正に圧縮するとともに還付金を不正に受領していた。

8 その他反職業倫理的行為

【条文】 税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（1）所属税理士へ名義貸し行為を指示

税理士Xは、会計業務を業とし税理士資格を有しないBから同人が作成した法人税の確定申告書に署名押印するよう依頼され、1年半にわたり、自己の税理士事務所の所属税理士Yに対し、当該確定申告書合計200件に署名押印するよう指示し、「名義貸し」行為を行わせた。

（2）ニセ税理士の助長行為

①税理士Xは、税理士資格を有しないCが税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でないと契約を行うことができない申告書の作成が可能なソフトウェアを貸与し、税理士業務を行うことを黙認した。

②税理士Xは、廃業予定の税理士から顧客を引き継ぐ際に、顧客数が多くなり、一人では処理できないと考え、当該顧客の会計業務を受託している株式会社甲に申告書の作成を委託していた。

（3）懲戒処分を受け税理士業務停止中である者への名義貸し

税理士Xは、税理士法に基づく懲戒処分の結果、税理士業務の停止中である税理士Dから依頼を受け、同人が当該業務停止期間中に作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計15件に署名押印し、報酬を得ていた。

9 業務懈怠

【条文】 税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

税理士Xは、関与先である法人4社の法人税等の確定申告書9件について、法定申告期限までの提出を怠り、青色申告の承認の取消しや無申告加算税の賦課など多大な損害を与えた。また、関与先である個人2名について、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出を怠り、その結果申告義務が生じた消費税及び地方消費税に係る確定申告書2件についても、法定申告期限までに提出していなかった。

10 その他反職業倫理的行為（業務上横領）

【条文】 税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士Xは、関与先である個人10名及び法人10社から預かった税理士報酬に係る源泉所得税を事務所運営資金に流用していた。

3-8 税務支援

(税務支援への従事義務) 紀律規則第14条

税理士会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

2 税理士会員は、本会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

3 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が第1項に規定する税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

「本会会則」第62条（税務支援）

「運用指針」16 第14条（税務支援への従事義務）

「税務支援」とは、税理士会が実施する①税務援助と②税務指導をいい、税理士会員はこれら税務支援に従事しなければならない。この従事義務については、日本税理士会連合会会則第66条第3項及び会則第62条第3項にも規定されている。

税務支援は、税理士が行う社会貢献の一つであり、税理士業務は税理士にしかできないことを税理士会員は自覚し、全ての税理士会員が等しく税務支援に従事しなければならないほか、税務支援の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

この正当な理由については、名古屋税理士会税務支援の実施に関する規則第7条に従事の免除事由として以下のとおり規定している。

- (1) 負傷又は疾病により療養すること
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- (4) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること

3-9 研修

(研修の受講義務) 紀律規則第15条

税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。

2 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が前項に規定する研修を受講することに協力をしなければならない。

研修制度については、平成13年の税理士法改正時に、「経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努める」との附帯決議が行われ、紀律規則では「研修の受講義務」という表現を用いるなど、強い姿勢が打ち出されている。

平成26年以降、会則の一部変更、研修規則の制定、研修細則の改正により、会員は年間36時間以上の研修受講をしなければならないと定められた。

「税理士法」第39条の2（研修）

「本会会則」第60条 （会員の研修）

「研修規則」第5条（研修の受講義務）

会員は、研修規則第2条に規定する研修を一事業年度に36時間以上受講しなければならない。

「研修細則」第11条（受講の記録及び届出）

会員は、研修受講カードに受講あるいは認定された研修等の内容及び時間を記録し、毎事業年度終了後遅滞なくその写しを本会に提出しなければならない。

名古屋税理士会では日税連が運営する「研修受講管理システム」を利用しています。名古屋税理士会ホームページの「会員向けページ」からログインして利用することができます。本会、支部及び関連団体等が主催する研修会に出席した際の受講記録が確認できるほか、本会及び日税連からマルチメディアで多くの研修を配信しております。ぜひご利用ください。

3-10 帳簿作成

(帳簿作成の義務) 紀律規則第16条

会員は、委嘱された税理士業務に関して、連合会が定める標準様式に準拠する帳簿を作成し、記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。

「税理士法」第41条（帳簿作成の義務）

「税理士法基本通達」41-1（帳簿の記載要領）

「本会会則」第44条（帳簿作成の義務）

「連合会会則」第64条

1. 税理士及び税理士法人は、業務に関して、帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。
2. 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。
3. 帳簿の標準様式は、常務理事会で定める。
4. 帳簿は磁気ディスクをもって調製することができる。

税理士業務処理簿

連合会は、次の絶対的記載事項を中心とする税理士業務処理簿の標準様式を定めている。

- (1) 委嘱者の氏名（名称）及び住所（所在地）
- (2) 処理等の年月日
- (3) 業務の種類（税務代理、税務書類の作成、税務相談）
- (4) 申告書等の書類名
- (5) 課税年度
- (6) 主張等の内容

連合会では、平成26年4月の税理士法改正等に伴い、税理士業務処理簿の標準様式を改訂しています。改訂後の標準様式、「税理士業務処理簿に関するQ&A」は、連合会又は名古屋税理士会のHPで見ることができます。

3-11 使用人関連

(使用人等の監督) 紀律規則第17条

会員（所属税理士である税理士会員を除く。）は、税理士の業務に係る使用人等が、会則等に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

(虚偽不正証明の禁止) 紀律規則第26条

会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員を除く。）は、その使用人等の身分等に関し虚偽又は不正の証明をしてはならない。

「税理士法」第41条の2（使用人等に対する監督義務）

「税理士法」第54条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

「本会会則」第45条（使用人等の監督）

「税理士法基本通達」41の2-1（使用人等に対する監督義務）

税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

網紀事例

使用人等に対する監督義務違反（使用人の不正加担）

【条文】 税理士法第41条の2違反、第46条該当

【量定】 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

税理士Xは、関与先である法人3社の法人税の確定申告について、使用人であるEが3社の代表者から依頼を受け、架空の外注費を計上するなどの脱税に加担し、謝礼金を受領していたにもかかわらず、監督を怠り、これを見過ごした。

3-12 会費

(会費の負担義務) 紀律規則第21条

会員は、本会及びその所属する支部の会費を負担しなければならない。

平成26年の税理士制度の見直しにより、「会費を滞納する会員の処分及び懲戒手続等に関する規則」が制定された。

会費を納めない者は、会則上の懲戒の対象となり、また、会費を正当な理由なく長期にわたり滞納する者については、税理士法上の信用失墜行為に該当し、財務大臣の懲戒処分の対象となる。

「本会会則」第72条の2（会費滞納者に対する処分）

会長は、事業年度終了後1月以上経過しても当該事業年度において納付すべき会費及び特別会費を、天災その他の相当な理由なく滞納している会員に対し、本会会則50条に規定する処分を行うことができる。

「会費を滞納する会員の処分及び懲戒手続等に関する規則」第1条（趣旨）

この規則は、会則第50条の規定に基づき、本会（支部を含む。）の会費を滞納する会員（以下「会費滞納者」という。）に対し、会則第50条に定める会員の処分を行うとき、及び会費を正当な理由なく長期にわたり滞納する会員（以下「長期会費滞納者」という。）に対し、税理士法第47条第2項の通知を行うときの手続に関し、必要な事項を定める。

「会費を滞納する会員の処分及び懲戒手続等に関する規則」第6条（処分の種類）

前条に定める処分の種類は、原則として、会則第50条第2項に定める本会の会員として有する権利の1年間の全部の停止とする。

「滞納会費徴収整理細則」第7条（法的措置）

前項に規定する必要な措置とは、訴えの提起（少額訴訟を含む。）、支払督促の申立てその他の法的手続（以下「法的措置」という。）をいう。

会費滞納事案の処分の流れは32頁の図表を参照

3-13 広告

(業務の広告) 紀律規則第22条

会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。

2 前項の広告に関し必要な事項は、細則で定める。

政府による規制改革の一環としての広告規制の見直しの意向を汲み、平成14年の紀律規則改正の際、原則として自由に広告することができることに改めた。

ただ、利用者の選択を誤らせるような内容や不正な手段を許すわけにはいかないので、次のような原則自由の例外規定を広告細則の中に置いている。

「広告細則」第3条 (禁止される広告)

事実と違う広告、誇大広告、他事務所との比較広告等

「広告細則」第4条 (表示できない広告事項)

税務行政庁在職時の具体的役職名等

「広告細則」第5条 (有価物等の供与の禁止)

「広告細則」第6条 (第三者の抵触広告に対する関与の禁止)

「広告細則」第7条 (広告する税理士等の表示)

氏名又は名称及び本会の会員である旨を表示

「広告細則」第8条 (広告であることの表示及び承諾のない電子メール等による広告の禁止)

「広告細則」第9条 (保存義務)

広告終了から3年間保存

「広告細則」第10条 (違反行為の排除等)

(注) 「広告細則」の全文と、その考え方について詳述した「税理士会会員の業務の広告に関する運用指針」(日税連)を、末尾に掲載したので、参照されたい。なお、運用指針の文中、「綱紀規則」とあるのは、当会の「紀律規則」に相応する。

3-14 非税理士との関連排除

(名義貸しの禁止) 紀律規則第23条

会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

(非税理士との関連排除) 紀律規則第24条

会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるとを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

- (1) 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- (2) 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。
- (3) 実質上の使用人となり、又は雇用すること。
- (4) 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- (5) 業務上の便宜を与えること。

「税理士法」第37条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止)

「税理士法」第52条 (税理士業務の制限)

「税理士法」第53条 (名称の使用制限)

「本会会則」第43条の2 (非税理士との提携の禁止)

「本会会則」第43条の3 (名義貸しの禁止)

「運用指針」26 第23条 (名義貸しの禁止)

名義貸しとは、次の各号を個別又は総合的に判断し、税理士事務所又は税理士法人の外形と業務の実態が相違する場合をいう。

- (1) 日常業務の処理が、署名をしている税理士の指示及び判断に基づいて行われていない場合
- (2) 業務の結果及び報酬が直接税理士又は税理士法人に帰属していない場合
- (3) 委嘱者から委嘱を受けた非税理士が、税理士業務を会員に再委嘱する場合
- (4) 業務に従事している者が税理士又は税理士法人と雇用関係がない場合
- (5) 税理士事務所がその税理士と所有関係又は賃貸借関係がない場合
- (6) その他これらに準ずる場合

また、「何人」とは、税理士又は税理士法人でない者及び業務停止期間中の税理士又は税理士法人をいう。

なお、税理士又は税理士法人でない者に対する名義貸しは税理士法第37条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止) 違反となるが、業務停止期間中の税理士又は税理士法人に対する名義貸しは税理士法第37条 (信用失墜行為の禁止) 違反となる。

「運用指針」27 第24条（非税理士との関連排除）

「法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者」とは、以下の者をいう。

- (1) 税理士又は税理士法人でない者で税理士業務を行っている者
- (2) 税理士ではない者で税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いている者
- (3) 税理士法人ではない者で税理士法人又はこれに類似する名称を用いている者

「その疑いのある者」とは、税理士又は税理士法人以外の者で、上記の行為を行っている」と推測できる者をいう。

これらを具体的に掲げると、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 税務書類の作成及び税務相談を自らが行っている者、又は、税理士に下請けをさせて行っている者並びにその疑いのある者
- (2) 事実上税理士を使い、又は雇用して、税理士業務を行っている者又はその疑いのある者
- (3) 他人の求めに応じ、会計業務と税理士業務の一部又は全部の委嘱をあわせて受け、業務を行っている者又はその疑いのある者
- (4) 会員の元使用人等で会員の元顧問先を顧客として税理士業務を行っている者又はその疑いのある者
- (5) その他これらに準ずる者

名義貸しについては平成26年の税理士法改正により、税理士法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）で明文化され、違反者は財務大臣による懲戒処分を受けるほか、法第59条の定めにより罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となる。

網紀事例

名義貸し

【条文】 税理士法第37条の2違反、第46条該当

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

①税理士Xは、税理士資格を有しないFから依頼され、4年間にわたり同人が作成した法人20社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計250件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。なお、当該税理士は、もしかすると税理士法に違反するのではないかとの意識はあったが、最終的に自分で確認した上で署名押印すれば問題ないと思っていた。

②税理士Xは、1年間にわたり、税理士法に基づく懲戒処分の結果、税理士登録を抹消されているGが作成した法人8社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人10名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計25件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

③税理士Xは、自ら税理士資格を有しないHに依頼し、同人に法人25社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件を作成させる「名義貸し」行為を行った。なお、当該税理士は、Hに対し、印鑑を預け自分の名義で署名押印することを許可していた。

④税理士Xは、会計業務を業とし税理士資格を有しない株式会社甲の代表者から「1～2年したら会社をたたむ予定なので、その際にはあなたに顧客を全部任せたい。」と言われ、1年間にわたり、株式会社甲が作成した法人15社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人5名の所得税の確定申告書合計40件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

⑤所属税理士であるYは、自己が従事する開業税理士Xに指示され、1年半にわたり、会計業務を業とし税理士資格を有しないIが作成した法人30社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人50名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

3-15 報酬

(税理士業務報酬の設定) 紀律規則第27条

会員は、税理士業務報酬を請求するときは、合理的な算定根拠によらなければならない。

2 会員は、自らの報酬算定基準を予め定め、税理士業務報酬に関する委嘱者の質問に答える用意がなくてはならない。

政府による規制改革の要請を受け、平成13年の税理士法改正において、報酬の最高限度に関する規定を、会則の絶対的記載事項から削除した。

これを受けて、本会会則が連合会の定める基準に基づき定めていた、「税理士の業務報酬規定」を廃止したので、その後は自由な意志で報酬額を算定し請求することとなった。

ただ、国会における「不適切な報酬設定が行われることのないよう、特段の努力を払うこと」との附帯決議もあるところから、上掲の説明責任に関する規定を新たに置いたのである。

3-16 税理士法人の社員

(社員の常駐) 紀律規則第29条

税理士法人会員の事務所には、本会の税理士会員である社員を常駐させなければならない。

(社員の競業の禁止) 紀律規則第30条

税理士法人の社員である税理士会員は、自己若しくは第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。

「税理士法」第48条の12 (社員の常駐)

「税理士法」第48条の14 (社員の競業の禁止)

「運用指針」32 第29条 (社員の常駐)

「税理士会の会員である社員を常駐させ」とは、社員税理士が、常時、税理士法人の定款に定める業務を当該事務所（従たる事務所を含む。）で執行できる状態をいい、事務所毎に業務執行権限を有する社員たる税理士を1人以上常駐させなければならない。この場合の常駐する社員税理士は、当該法人の事務所（本店）所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員であることを留意する。

「運用指針」33 第30条 (社員の競業の禁止)

税理士法人が定款の目的に「会計業務」（法第2条第2項又は法施行規則第21条に規定する業務）を記載した場合は、社員税理士は、他の法人（社員税理士が会計業務を行ういわゆる「会計法人」等を含む。）の無限責任社員又は取締役就任し、当該法人のために会計業務を行うことはできない（競業避止義務）。

3-17 監督

(一般的監督) 紀律規則第33条

会員は、本会若しくは支部又は連合会が必要であると認めて、その業務に関し報告を求め、又は勧告若しくは指示をしたときは、これに従わなければならない。

(個別監督) 紀律規則第34条

会員は、本会若しくは支部又は連合会が必要であると認めて、その業務に関する調査又は質問をしたときは、これに応じなければならない。

「本会会則」第48条 (支部及び会員に対する一般的監督)

本会は、支部の業務又は会員が行う税理士の業務の適正な運営を図るため必要があるときは、支部若しくは会員から報告を徴し、又はこれらのものに対し勧告をし、若しくは指示を行うことができる。

「本会会則」第49条 (支部及び会員に対する個別監督)

本会は、本会の運営上必要があるときは、支部の業務若しくは会員が行う税理士の業務を調査し、又は支部若しくは会員に対し質問をすることができる。

「会務執行規則」別表 (綱紀監察部の所掌事項)

1. 会員の品位保持及び監督に関する事項
2. 会員の使用人等の監督に関する事項
3. 会員と使用人間の紛議に関する事項
4. にせ税理士の排除に関する事項
5. 所在不明会員調査事務に関する事項

4 紀律委員会等

(紀律違反者等の通知) 紀律規則第28条

会員は、他の税理士（税理士であった者を含む。）若しくは税理士法人又はその使用人等に信用又は品位を著しく害する行為があり、若しくはその疑いがあることを知ったときは、その所属する支部又は本会に通知しなければならない。

(紀律委員会設置) 紀律規則第36条

会員の品位の保持及びその監督に関し必要な調査等を行うため、本会に紀律委員会（以下本章において「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務) 紀律規則第37条

委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 会則第50条の規定に該当する疑いのある会員として会長から調査を指示された者に関して、その事実を調査し、処分案を作成し、会長に答申すること。
- (2) 前号の場合において、会則第52条の規定に該当する疑いのある会員の場合には、処分案にあわせて通知書を作成し、会長に答申すること。
- (3) 会員の品位の保持及び監督に関し必要な施策の研究を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長から特に指示された事項。

(調査権) 紀律規則第42条

委員会又は委員が、第37条第1号及び第2号に規定する事案（以下「紀律事案」という。）を処理するため必要があるときは、被調査会員及びその関係人（以下「被調査会員等」という。）に質問し、又は意見を聞くことができ、被調査会員等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(関係書類等の提出・閲覧) 紀律規則第50条

調査担当委員は、調査に関し必要があるときは、被調査会員等の事務所等に出向き、関係書類等の提出を求め、又は本会及び支部に備える関係書類等を閲覧することができる。

2 被調査会員等は、正当な理由なく関係書類等の提出、閲覧を拒むことはできない。

(議決結果の通知) 紀律規則第57条

委員長は、被調査会員に議決結果を通知しなければならない。

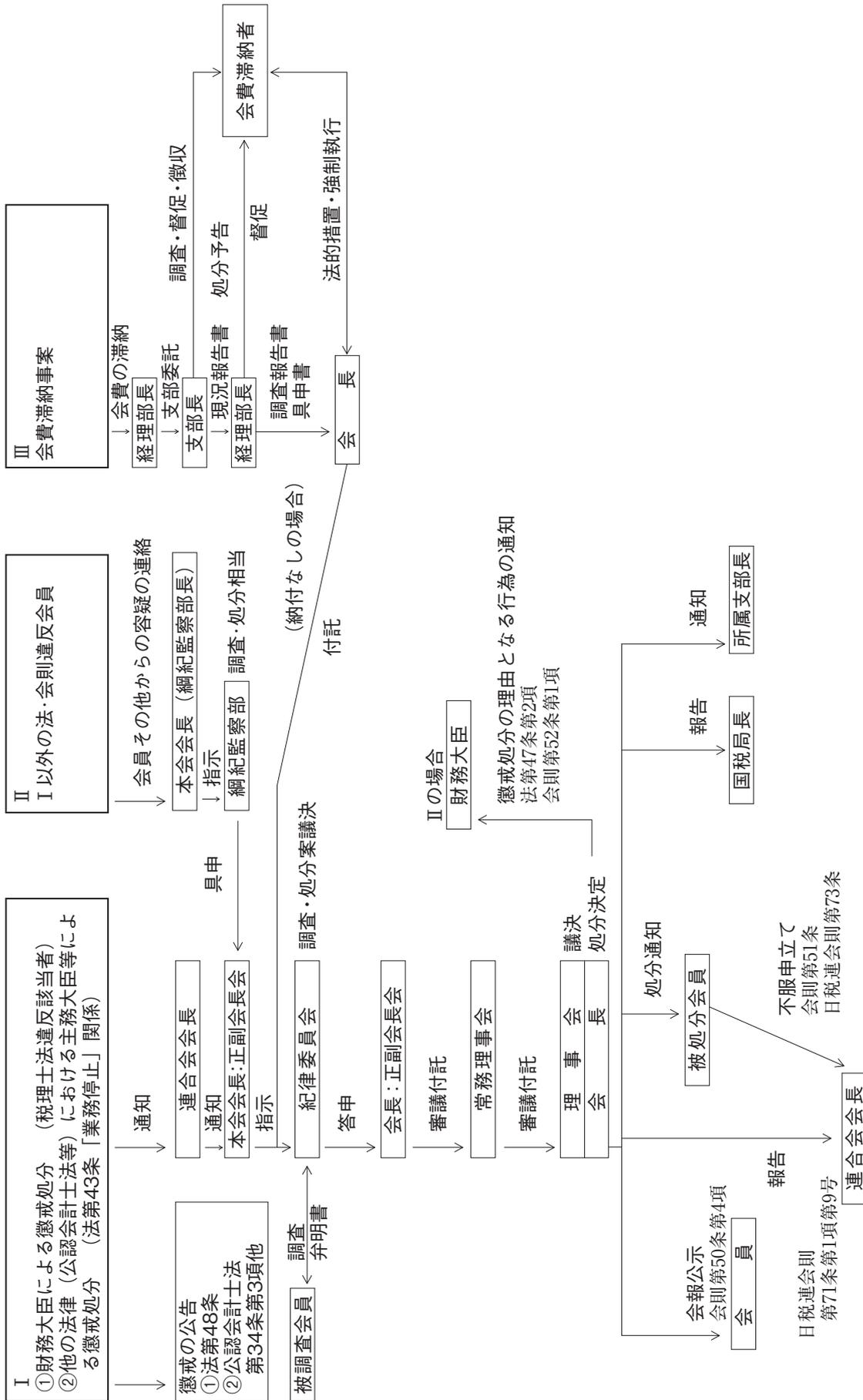
「本会会則」第50条（会員の処分）

会長は、会員が税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反した場合は、理事会の議を経て当該会員を訓告し、又は2年以内本会の会員として有する権利の全部若しくは一部を停止することができる。

「会費を滞納する会員の処分及び懲戒手続き等に関する規則」第3条（紀律委員会への付託）

会長は、経理部長から、本会（支部を含む）の会費を滞納する会員に関して、滞納会費徴収整理細則第9条に定める具申を受けたときは、速やかに紀律委員会にこれを付託し、紀律委員会は当該処分の審査に当たる。

会則第50条第1項による会員の処分手続図表



5 その他

5-1 支部集会への出席

税理士会の目的は、税理士法第49条第6項にあるように、「税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行う」こととなっている。また、支部に関しては同様に、税理士法第49条の3第2項において、「支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う」と定められている。

税理士は、登録を受けた時に、「当然」に税理士会の会員となり、かつその区域の支部に加入することになる。支部集会は、本会及び支部からの連絡等を受ける重要な機会であり、また、支部集会及び研修会に加えて、税務署の要請による「税理士会支部との協議会」が、ほぼ連動して開催されているという現実がある。そして、その内容は、税法改正あるいは税務行政の改変など、税理士業務に資する事項が多い。したがって、研修の受講義務が会則等に創設されたことも考え合わせると、支部集会等への出席は当然のことと思われる。

「税理士法」第49条の3（税理士会の支部）

「本会会則」第63条2項（支部の区域及び目的）

支部は、税理士会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行う。

「本会会則」第64条（会員の支部所属）

会員は、税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設けられている支部に所属する。

「支部規約」第26条（集会）

支部は、原則として毎月1回集会を開催する。

（本会の「支部規則」で定めている基準。「支部会員は集会に出席するよう努めなければならない。」との26条2項を追加している支部もある。）

5-2 変更登録

税理士は、税理士法第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

変更登録を行おうとする者は、所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に変更登録申請書を提出しなければならない。

税理士会及び日本税理士会連合会は、その申請者等に対し、事務所の所在地等の登録事項（変更登録を含む）に関し、必要に応じ、指導又は助言することができる。

「税理士法」第18条（登録）

「税理士法」第20条（変更登録）

「本会会則」第12条の3（会員名簿の異動届）

会員は、前2条の規定により登載された事項につき異動があったときは、遅滞なくその旨を本会に届出なければならない。

5-3 書面添付制度

税理士法第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）（以下書面添付という）の書面添付制度は、税務行政庁による意見聴取と一対の制度であり、書面添付のされた申告書の提出があった場合には、委嘱者への税務調査の通知前に、添付された書面の記載事項について、税理士に意見を述べる機会を与えなければならないこととされている。

この書面添付制度は、税理士に付与された権利であり、一方税務行政庁にとっても、調査前の意見聴取により調査実施に至らない場合もあり、税務行政の円滑化、簡素化に資することにもなるものである。書面添付制度の活用により、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図られることが期待されている。ただし、添付書面に虚偽の記載をしたときは、懲戒処分の対象となる場合がある。

「税理士法」第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

「税理士法」第34条（調査の通知）

「税理士法」第35条（意見の聴取）

「税理士法」第46条（一般の懲戒）

税理士法（抄）

（税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号

イからへまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

（登録）

第18条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

（税理士名簿）

第19条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

（変更登録）

第20条 税理士は、第十八条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

（税務代理の権限の明示）

第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

（特別の委任を要する事項）

第31条 税理士は、税務代理をする場合におい

て、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

- 一 不服申立ての取下げ
- 二 代理人の選任

(税理士証票の提示)

第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

(署名の義務)

第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名しなければならない。

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

3 税理士は、前二項の規定により署名するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による署名の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第33条の2 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該

法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士又は税理士法人が前二項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記して署名しなければならない。

(調査の通知)

第34条 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

3 第一項に規定する税理士が数人ある場合において、同項に規定する申告書を提出した者がこれらの税理士のうちから代表する税理士を定めた場合として財務省令で定める場合に該当するときは、これらの税理士への同項の規定による通知は、当該代表する税理士に対してすれば足りる。

(意見の聴取)

第35条 税務官公署の当該職員は、第三十三条の二第一項又は第二項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

2 添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、

又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。

3 国税不服審判所の担当審判官又は行政不服審査法第九条第一項の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者は、租税についての審査請求に係る事案について調査する場合において、当該審査請求に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

4 前三項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は審査請求についての裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

（脱税相談等の禁止）

第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

第37条の2 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

（秘密を守る義務）

第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

（会則を守る義務）

第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）

第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（事務所の設置）

第40条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

（帳簿作成の義務）

第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、閉鎖後五年間保存しなければならない。

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第一項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

（使用人等に対する監督義務）

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

（助言義務）

第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

（業務の制限）

第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理

士となつたものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

(業務の停止)

第43条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

(懲戒の種類)

第44条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手続等)

第47条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知

するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該会員の氏名及び税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

3 何人も、税理士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、当該税理士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

4 財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。当該懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第四十六条第一項の規定により裁決をしようとするときも、同様とする。

5 財務大臣は、前二条の規定により税理士の懲戒処分をするときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該税理士に通知しなければならない。

(登録抹消の制限)

第47条の2 日本税理士会連合会は、税理士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十六条第一項第一号の規定による当該税理士の登録の抹消をすることができない。

(除斥期間)

第47条の3 懲戒の事由があつたときから十年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

(懲戒処分の公告)

第47条の4 財務大臣は、第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を、財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならない。

(懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等)

第48条 財務大臣は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めるときは、当該税理士であつた者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定をすることができる。この場合にお

いて、財務大臣は、当該税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第四十四条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

2 第四十七条第一項から第三項までの規定は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めた場合について準用する。

3 第四十七条第四項及び第五項並びに前二条の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

（社員の常駐）

第48条の12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（社員の競業の禁止）

第48条の14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

2 税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する。

（税理士会の支部）

第49条の3 税理士会は、一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けなければならない。ただし、国税局長の承認を受けたときは、隣接する二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を設けることができる。

2 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

（税理士業務の制限）

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

（名称の使用制限）

第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

4 前三項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

第54条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

罰 則

第58条 第三十六条（第四十八条の十六又は第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 税理士となる資格を有しない者が、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。

二 第三十七条の二（第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第三十八条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の規定に違反したとき。

四 第五十二条の規定に違反したとき。

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条の規定に違反したとき。

二 第四十三条の規定に違反したとき。

三 第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行つたとき。

紀律規則に関する運用指針

(平成19年1月22日 綱紀監察部決定)
平成19年4月16日 正副会長会了承
改正 平成28年4月5日 正副会長会
令和4年2月3日 正副会長会
令和5年2月22日 正副会長会

1 はじめに（運用指針の作成の目的）

この運用指針は、日本税理士会連合会が作成した〇〇税理士会綱紀規則（準則）（以下「綱紀規則」という。）の用語の定義や規則の解釈、適用に関し定めるとともに、規定によっては行為の類型について例示することで、①税理士会による統一的運用と透明性を確保し、②規定の制定趣旨を理解することで適正な運用に資するとともに、③会員の権利擁護の観点から、会員の処分等にかかる予測可能性を確保することを目的に作成するものである。

令和4年の税理士法（3（1）を除き、以下「法」という。）改正に伴い、綱紀規則が令和4年11月22日に一部変更されたことを受け、本運用指針についても一部変更を行っている。

2 第1条（趣旨）

法第49条の2第2項において「税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。」とあり、この絶対記載事項の一つとして「五 税理士の品位保持に関する規定」がある。

また、日本税理士会連合会会則第59条は「税理士会は、その会員が税理士の使命に鑑み、税理士業務の改善進歩及び納税義務の適正な実現に努めるとともに、税理士の信用又は品位を害するような行為をしないように指導しなければならない。」としている。

このことから、本会では名古屋税理士会会則（3（7）を除き、以下「会則」という。）第6章（第40条～第47条）において税理士の品位保持及び使用人等の監督について定めており、会則第47条において「会員の品位保持及び使用人等の監督に関し必要な事項は、この会則で定めるもののほか、規則で定める。」としている。また、会則第7章（第48条～第54条）において税理士の監督について定めており、会則第54条において「支部及び会員に対する監督に関し必要な事項は、この会則で定めるもののほか、規則で定める。」としている。これらを受けて名

古屋税理士会紀律規則（以下「紀律規則」という。）は定められている。

紀律規則第1条では、この規則の根拠となる会則の条文を示し、規則の位置付けを明確にしている。なお、紀律規則は、会員の品位保持及び使用人等の監督について定めたものであり、この品位保持の中には倫理的意味合いも含まれている。

3 第2条（会則等の遵守）

紀律規則に規定する「会則等」は、次の法令及び会則・規則等をいい、会員はこれらを誠実に守る義務がある。なお、法第39条では、「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。」とされている。

- (1) 税理士法
- (2) 税理士法施行令
- (3) 税理士法施行規則（以下「施行規則」という。）
- (4) 日本税理士会連合会会則
- (5) 日本税理士会連合会が定める規則
- (6) 日本税理士会連合会が定める細則
- (7) 名古屋税理士会会則
- (8) 名古屋税理士会が定める規則
- (9) 名古屋税理士会が定める細則

4 第3条（使命及び職責の遂行）

税理士の使命とは、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る（法第1条）」ことを指す。

この「納税義務の適正な実現」とは、租税法に定められている納税義務成立の要件事実が存在することによって、既に成立している抽象的納税義務を、課税要件事実を確認して租税法を適用し、具体的納税義務として確定することをいう。この場合の納税義務とは、議会による制定法及び条例、若しくは法律の委任による

政・省令の定めによるものであることは言うまでもない。

この意味での「納税義務の適正な実現」を納税義務者から委嘱された場合、税理士は必要な専門知識を有していなければ、この委嘱にこたえることはできない。税理士は、その業務たる「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」「財務に関する事務」について納税義務者の信頼にこたえるためには、課税要件事実の認定や租税法規の解釈などについて専門的な知識と能力、経験が必要とされる。

税理士は税務の専門家として、法令の許容する範囲内で依頼者の利益を図る義務があるという専門家責任を求められていることに留意しなければならない。

また、税務の専門家として、税理士が上記の意味での「納税義務の適正な実現」を図ろうとする場合には、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏せず自己の専門能力を基礎にして独立した公正な立場を堅持すべきことが要請される。単なる納税義務者の主観的意思ではなく、租税法規に従って納税義務を確定すべく税理士が努力することは、租税法規で定められた以上の租税負担が納税義務者に確定することを阻止する意味で、納税義務者の財産権の保障を図る意義を有するものでもあり、これこそが、納税義務者の信頼にこたえることでもある。

さらに、申告納税制度の理念や意義については、さまざまな角度からの分析が可能であるが、納税義務者が自ら基礎的（第一次的）に納税義務を確定することとされている申告納税制度には、適正な納税義務を実現し得るメカニズムが内在しているということが出来る。また、申告納税の過程では、納税義務者が租税制度に関する理解を深め、租税法規の内容、税務当局の考え方、租税の用途、財政のあり方等に対する納税義務者（国民）の監視を可能にするという機能がはたらくことになる。

申告納税制度のこのようなメカニズムと機能に根ざす理念の実現こそが、税理士の使命の中核をなすものであるといわなければならない。

会員は、常にこの税理士の使命を認識し、業務にあたらなければならない。

5 第4条（品位保持）

税理士は、使命のもとに、職務の社会的公共性を自覚するとともに、その職務の遂行には、

独立公正な立場で臨むことになる。このためには、税理士は法律の専門家として法令等を遵守し、秩序を重んじなければならない。また、広く国民から得ている信用を保持し、常に品位を高めていくとともに、更なる社会的地位の向上に努めていく必要がある。

なお、税理士の倫理綱領として、次のとおり定めている。

～「税理士の倫理綱領」～

- 一、税理士は、職務の公共性を自覚し、独立公正な立場で職務を遂行する。
- 二、税理士は、法令に基づき、納税義務の適正な実現を図り、納税者の信頼にこたえる。
- 三、税理士は、秩序を重んじ、信用を保持し、常に品位を高め、社会的地位の向上に努める。
- 四、税理士は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める。
- 五、税理士は、会則、規則等を遵守し、会務運営に積極的に協力する。

6 第5条（事務所の設置）

第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判断するものとする。

この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。（税理士法基本通達40-1）

税理士事務所を設けなければならない会員は、開業税理士及び税理士法人であり、所属税理士及び社員税理士は税理士事務所を設けることはできない。

また、第2項に定める「二以上設けてはならない」については、例えば、登録上の事務所以外の場所で外部に対する表示を行っている場合は、2ヶ所事務所と判断される。

なお、税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって税理士事務所であると認められるときもこの規定に抵触する。

事務所を設けることができない会員は次のと

おりである。

- ①開業税理士の所属税理士である会員
- ②税理士法人の社員である会員
- ③税理士法人の所属税理士である会員

7 第6条（業務の制限）

「職の所掌に属すべき事件」とは、在職中に自己の権限として判断、指示、決定し得る範囲内にあった事項をいい、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいう。

8 第6条の2（所属税理士の業務）

施行規則第1条の2には、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務（以下「直接受任業務」という。）に従事する場合の遵守事項が規定されている。

第1項に定める「その都度」とは、委嘱者毎に、それぞれ承諾を得る必要があるということを行い、例えば、所属税理士が委嘱者A（法人）の求めに応じ、直接受任業務に従事しようとする場合に使用者税理士等から承諾を得たとしても、委嘱者B（委嘱者Aの代表者等）について、同様に直接受任業務に従事しようとする場合には、使用者税理士等の承諾を別に得る必要がある。

同じく第1項に定める「あらかじめ」とは、所属税理士が直接受任業務を開始する前、つまり所属税理士と委嘱者が業務委嘱契約を締結する前に、使用者税理士等から事前の承諾を得る必要があることをいい、所属税理士が自らの判断のみで委嘱者と契約のうえ直接受任業務を開始し、事後的に使用者税理士等から承諾を得ることは認められない。

9 第7条（税務代理の権限の明示）

税務代理権限証書は、一の税務代理ごとに申告書等に添付して提出する。

また、不服申し立ての取り下げ及び代理人の選任をする場合は、特別の委任を受けなければならない。

10 第8条（税理士証票の携行等）

「税理士業務を行うとき」とは、法第2条第1項の税理士業務をいい、特に、会員が税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面

接するときは、税理士証票を提示しなければならない。

11 第9条（署名の義務）

「署名」とは、その代理責任の所在を明確にするために設けられたものであり、「記名」あるいは「代書」ではなく自署のことをいう。

また、他の税理士に常時従事する所属税理士、及び税理士法人の社員税理士又はその所属税理士が署名するときは、「税務代理権限証書」を受けている税理士又は税理士法人の事務所の名称を付記しなければならない。

なお、所属税理士は、当該申告書等及び税務書類に所属税理士である旨を表示する。また、直接受任業務に係る申告書等及び税務書類においては、所属税理士である旨を表示するほか、直接受任である旨を付記する必要がある（施行規則第16条第3項）。

12 第10条（業務委嘱契約）

会員は、「業務委嘱契約」を締結するに際しては、委嘱業務の範囲及び報酬の金額、支払時期、支払方法等を契約書において明確に定める等、委嘱者との間に紛議が生じないように努めなければならない。

「直接業務委嘱を受け」とは、委嘱者から直接に業務の委嘱を受けることをいい、委嘱者以外の者からの委嘱、例えば委嘱者が非税理士に税理士業務を委嘱し、この非税理士を通じて税理士が業務の委嘱を受けることはできない。

なお、所属税理士である会員（直接受任業務を行う場合を除く）、税理士法人の社員税理士は委嘱者から直接業務の委嘱を受けることができないことに留意しなければならない。

「帳簿等」とは、委嘱者に帰属する帳簿、伝票類等の一切の税務会計書類をいう。

13 第11条（脱税相談等の禁止）

脱税相談等の対象となる租税は、国税及び地方税のすべての税目をいう。

「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ又は具体的な方法を教示し税の遁脱を企画することをいう。

「相談に応じ」とは、税の遁脱の方法等の相談相手になり脱税に肯定的に応じることをいう。

また、「これらに類似する行為」とは、委嘱者に直接・間接に脱税の教唆をすることをいう。

14 第12条（信用失墜行為の禁止）

「信用失墜行為」とは、税理士として法律的及び社会的に反する行為等で、信用又は品位を保持しているとはいえない行為をいい、「税理士の信用」とは、税理士一般の社会的信用をいう。

信用失墜行為及び品位を害する行為の主なものとしては、①自己の脱税、②業務懈怠、③名義貸し（法第37条（信用失墜行為の禁止）違反にあたるものと法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反にあたるものの2種類あることから第23条なお書きを参照されたい。）、④詐欺、⑤委嘱者から預かった金銭の流用や横領、⑥暴力的行為等が挙げられる。

15 第13条（秘密を守る義務）

「正当な理由」とは、委嘱者本人の許諾又は法令に基づく義務があるときをいう。

「盗用」とは、税理士が委嘱者本人の承諾なしに知り得た秘密を自己又は第三者のために利用することをいう。

また、取得した委嘱者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に取り扱わなければならない。税理士会が定める個人情報の取扱いに関する細則等を遵守しなければならない。

なお、これら守秘義務及び個人情報の保護については、使用人等に対しても同様に課せられていることに留意する必要がある。

16 第14条（税務支援への従事義務）

「税務支援」とは、税理士会が実施する①税務援助と②税務指導をいい、税理士会員はこれら税務支援に従事しなければならない。この従事義務については、日本税理士会連合会会則第66条第3項及び会則第62条第3項にも規定されている。

税務支援は、税理士が行う社会貢献の一つであり、税理士業務は税理士にしかできないことを税理士会員は自覚し、全ての税理士会員が等しく税務支援に従事しなければならないほか、税務支援の従事の要請があったときは、病氣療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

この正当な理由については、名古屋税理士会税務支援の実施に関する規則第7条に従事の免除事由として以下のとおり規定している。

- (1) 負傷又は疾病により療養すること。

- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。

- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

- (4) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

17 第15条（研修の受講義務）

会則第60条では「税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。」と規定されている。税理士は倫理綱領にあるとおり、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、常に資質の向上に努める必要がある。

また、第2項に定める「その事務所において執務又は勤務する税理士会員」とは、税理士法人の社員及び所属税理士をいう。

18 第16条（帳簿作成の義務）

「連合会が定める標準様式に準拠する帳簿」とは、連合会が定める税理士業務処理簿のことをいい、作成に当たっては記載要領に従い作成しなければならない。

また、税理士法人は本店及び支店毎に当該処理簿を作成し、税理士法人の本店は、すべての支店の処理簿を備えなければならない。

19 第17条（使用人等の監督）

「使用人等」とは、使用人とその他の従業者をいい、このうち「使用人」は、税理士と雇用関係にある者を指し、「その他の従業者」とは、雇用関係に基づかない者でも、税理士業務に関し支配、監督権の及ぶすべての者（家族従業者を含む。）をいう。

また、「（所属税理士である税理士会員を除く。）」とは、所属税理士（施行規則第1条の2第2項に基づき、直接受任業務に従事する場合も含む。）は使用人を持つことができないため、本規定の対象外であることをいう。

20 第18条（助言義務）

「不正に」とは、委嘱者が税の賦課徴収等を故意に免れている事実をいう。

21 第19条（不正な税務代理等の禁止）

「故意に」とは、事実を反し、又は反する虞があると認識して行うことをいい、刑法上の故

意（犯意）よりも広く解する。

22 第20条（業務の執行方法）

「税理士でない者」とは、税理士事務所においては、税理士若しくは所属税理士以外の者をいい、税理士法人にあっては、当該税理士法人の社員税理士及びその所属税理士以外の者をいう。

23 第21条（会費の負担義務）

「会費」とは、会員が税理士会に入会する際に納付しなければならないもの及び会務運営の為に税理士会及び支部に対し負担しなければならない一切の金銭をいう。

24 第21条の2（異動前の税理士会及び支部における会費の負担義務）

事務所移転等により税理士会を異動したとしても、過去に所属していた税理士会等における会費負担義務については、引続き履行義務があることに留意する。

25 第22条（業務の広告）

会員が業務広告をするときは、納税者の利便に資するよう正確な情報を提供しなければならない。

26 第23条（名義貸しの禁止）

名義貸しとは、次の各号を個別又は総合的に判断し、税理士事務所又は税理士法人の外形と業務の実態が相違する場合をいう。

- (1) 日常業務の処理が、署名をしている税理士の指示及び判断に基づいて行われていない場合
- (2) 業務の結果及び報酬が直接税理士又は税理士法人に帰属していない場合
- (3) 委嘱者から委嘱を受けた非税理士が、税理士業務を会員に再委嘱する場合
- (4) 業務に従事している者が税理士又は税理士法人と雇用関係がない場合
- (5) 税理士事務所がその税理士と所有関係又は賃貸借関係がない場合
- (6) その他これらに準ずる者

また、「何人」とは、税理士又は税理士法人でない者及び業務停止期間中の税理士又は税理士法人をいう。

なお、税理士又は税理士法人でない者に対する名義貸しは法第37条の2（非税理士に対する

名義貸しの禁止）違反となるが、業務停止期間中の税理士又は税理士法人に対する名義貸しは法第37条（信用失墜行為の禁止）違反となる。

27 第24条（非税理士との関連排除）

「法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者」とは、以下の者をいう。

- (1) 税理士又は税理士法人でない者で税理士業務を行っている者
- (2) 税理士ではない者で税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いている者
- (3) 税理士法人ではない者で税理士法人又はこれに類似する名称を用いている者

「その疑いのある者」とは、税理士又は税理士法人以外の者で、上記の行為を行っているとは推測できる者をいう。

これらを具体的に掲げると、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 税務書類の作成及び税務相談を自らが行っている者、又は、税理士に下請けをさせて行っている者並びにその疑いのある者
- (2) 事実上税理士を使い、又は雇用して、税理士業務を行っている者又はその疑いのある者
- (3) 他人の求めに応じ、会計業務と税理士業務の一部又は全部の委嘱をあわせて受け、業務を行っている者又はその疑いのある者
- (4) 会員の元使用人等で会員の元顧問先を顧客として税理士業務を行っている者又はその疑いのある者
- (5) その他これらに準ずる者

28 第25条（業務侵害行為の禁止）

「不当又は不公正な方法」とは、誇張や虚偽の表現により、又は他の税理士を誹謗、中傷する等して自己への業務委嘱を誘引するぎまんの顧客誘引（自己が他の者より著しく優れている又は有利であると顧客に誤認させることにより、自己と取引するよう不当に誘引すること）等の行為をいう。また、納税者に対しみだりに業務の委嘱を懇請し、業務の委嘱を誘引する行為や、他の税理士又は税理士法人の使用人を引き抜き雇用するような行為も不公正な方法にあたる。

29 第26条（虚偽不正証明の禁止）

虚偽や不正証明してはならない相手方とは、納税者はもちろんのこと、行政関係者等をいう。

30 第27条（税理士業務報酬の設定）

会員は、業務報酬の設定に当たっては、合理的な算出根拠のもとに、自らの報酬基準（報酬規定書等）を予め定め、委嘱者からの税理士報酬の仕組み、報酬金額及び算定方法等の質問には、明確かつ平易な表現をもって十分説明しなくてはならない。

31 第28条（紀律違反者等の通知）

紀律違反者（税理士であった者を含む。）通報の便宜を図るため、支部だけでなく、直接税理士会に通知することを可能としている。

なお、通知を受けた税理士会及び支部等は、通報者の人権を保護した対応をとる必要がある。

32 第29条（社員の常駐）

「税理士会の会員である社員を常駐させ」とは、社員税理士が、常時、税理士法人の定款に定める業務を当該事務所（従たる事務所を含む。）で執行できる状態をいい、事務所毎に業務執行権限を有する社員たる税理士を1人以上常駐させなければならない。この場合の常駐する社員税理士は、当該法人の事務所（本店）所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員であることに留意する。

33 第30条（社員の競業の禁止）

税理士法人が定款の目的に「会計業務」（法第2条第2項又は施行規則第21条に規定する業務）を記載した場合は、社員税理士は、他の法人（社員税理士が会計業務を行ういわゆる「会計法人」等を含む。）の無限責任社員又は取締役役に就任し、当該会計法人のために会計業務を行うことはできない（競業避止義務）。

34 第31条（委嘱者との金銭貸借等の制限）

会員は特別な事情がない限り、委嘱者と金銭の貸借をしたり、委嘱者の債務の保証人となつてはいけない。

35 第32条（役員等の進退伺い提出の義務）

会員のうち、特に本会役員等についての倫理を定めたものである。

36 第33条（一般的監督）

「その業務に関し」には、法令等に抵触する行為も含まれる。

37 第34条（個別監督）

「その業務に関する」には、法令等に抵触する行為も含まれる。

附 則（平成19年4月16日）

この運用指針は、平成19年6月19日から施行する。

附 則（平成28年4月5日）

この運用指針の改正規定は、平成28年6月20日から施行する。

附 則（令和5年2月22日）

この運用指針の改正規定は、令和5年6月20日から施行する。

業務の広告に関する細則

制定 平成14年 5月16日

改正 平成19年 5月17日

平成30年12月13日

(趣旨)

第1条 この細則は、紀律規則第22条第2項の規定に基づき、会員の業務の広告に関し必要な事項を定める。

(業務の広告)

第2条 この細則において、広告とは、会員が、口頭、書面、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務に関する情報を開示する行為をいう。

2 会員は、税理士の使命に鑑み、納税義務の適正な実現に資する観点から、信用又は品位を害するような広告をしてはならない。

(禁止される広告)

第3条 会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実に合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- (5) 他の会員又は会員の事務所と比較した広告
- (6) 法令又は日本税理士会連合会若しくは本会の会則及び規則に違反する広告
- (7) 上記の他、税理士の信用又は品位を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第4条 会員は、次の事項を表示した広告をしてはならない。

- (1) 税務行政庁在職時の具体的役職名
- (2) 委嘱者の氏名又は名称
- (3) 現在取扱い又は委嘱されている事案
- (4) 過去に取扱い又は委嘱された事案

2 前項第2号から第4号に掲げる事項については、委嘱者の書面による同意があるときは除く。

(有価物等の供与の禁止)

第5条 会員は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して広告をしてはならない。

(第三者の抵触広告に対する関与の禁止)

第6条 会員は、第三者が税理士の業務に関し行う情報の開示行為でこの細則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又は関与してはならない。

(広告する税理士等の表示)

第7条 会員は、広告中にその氏名又は名称及び本会の会員である旨を表示しなければならない。

2 複数の会員が共同して広告するときは、代表する会員の氏名又は名称及び本会の会員である旨を表示することをもって足りる。

3 社会的儀礼の範囲内の広告及び事務所所在地案内等の広告については、前2項の規定を適用しない。第8条及び第9条においても、また同様とする。

(広告であることの表示及び承諾のない電子メール等による広告の禁止)

第8条 会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

2 会員は、面識のない者に対し、その者の承諾を得ないで、電子メール等による広告をしてはならない。

(保存義務)

第9条 広告をした会員は、次の各号に定めるものを、広告が終了したときから3年間保存(電磁的方法による記録等を含む。)しなければならない。

- (1) 広告物又はその複製、写真等当該広告

物に代わる記録

- (2) 広告をした日時、場所、送付先等広告方法に関する記録
- (3) 第4条第1項第2号から第4号に掲げる事項に関する同意を証する書面

(違反行為の排除等)

第10条 本会は、広告をした会員に対して、前条の記録等の提出を求めるほか所要の調査をすることができる。

2 会員は、前項の調査に協力しなければならない。

3 広告が第3条第1号に該当する疑いがあるときは、本会は、広告をした会員に対して、広告が事実合致していることを証明することができる。

4 前項により証明を求められた会員が、広告内容につき事実合致していることを証明できなかったときは、当該広告が第3条第1号に該当するものとみなすことができる。

5 本会は、この細則に違反した会員に対し、違反行為の中止、排除、改善その他の必要な措置を命ずるとともに、違反行為の再発防止のための措置をとらなければならない。この場合、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 本会は、当該会員が前項の命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止、排除若しくは改善が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため、前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。

7 本会は、他の税理士会の会員について、この細則に違反する事実があると思われるときは、当該会員の所属税理士会に対して、その旨を通知することができる。

(理事会への委任)

第11条 この細則の解釈及び適用に関し必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則 (平成14年5月16日)

この細則は、平成14年6月19日から施行する。

附 則 (平成19年5月17日)

この細則の改正規定は、平成19年6月19日から施行する。

附 則 (平成30年12月13日)

この細則の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

税理士会会員の業務の広告に関する運用指針

日本税理士会連合会

制定 平成14年 4月18日

変更 平成14年 9月 4日
平成14年 9月18日
平成19年 3月22日
平成30年 6月 7日

はじめに

平成12年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（再改訂）」により、規制緩和の動きを踏まえた上で広告規制については自由化が検討されることとなり、その在り方が見直されることとなった。日本税理士会連合会に対しても、独占禁止法に抵触する虞があるとして会則等による広告規制を廃止するよう求められた経緯がある。

一方、公正取引委員会は、平成13年10月24日付で「資格者団体の活動についての独占禁止法上の考え方」を公表し、同法第8条（事業者団体の禁止行為）の適用に関するガイドラインを定めた。同ガイドラインには広告に関する記述も存在する。

これらの流れを踏まえ、会員が行う業務広告について、日本税理士会連合会は平成14年に綱紀規則に基づき、「税理士会会員の業務の広告に関する細則（準則）」（以下、「細則」という。）を制定した。

会員が行う業務広告において最低限禁止されるべき事項について定めたのが現行の細則であり、細則の個別具体的な解釈や事例等を示したのが「税理士会会員の業務の広告に関する運用指針」（以下、「運用指針」という。）である。

ところで、細則については、平成14年の制定後から現在まで一度も変更されていない。そのため、内容が現行の法規制等と異なっている箇所が見受けられるほか、現在では一般的となっているインターネット等による広告を想定した内容となっていなかった。

また、昨今、一部の会員が自身の主観的な評価等を公表することにより、納税者に過度な期待を抱かせるだけでなく、税理士の信用や品位を損なうような広告をしていることが見受けられる。

以上から、現行の法規制等に沿った内容にするとともに、広告の方法、媒体が多様化してきたこと等へ対応するため、細則及び運用指針について、修正を行ったものである。

1. 「細則」の趣旨について（「細則」第1条）

「綱紀規則」では、「会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。」と規定し、会員は、自己の業務について、原則として自由に広告することができることを明らかにしている。

しかし、虚偽・誇大広告など、利用者の判断を誤らせるような広告が許されないことは当然であり、また、「税理士の業務」（税理士法第2条及び第2条の2に定める「税理士の業務」をいう。以下同じ。）において特有な社会的規制は必要であると考え。そこで、「細則」において、「禁止される広告」「表示できない広告事項」「有価物等の供与の禁止」等の規定を定め、原則自由の例外としてのネガティブリスト（制限事項）を設けることとした。

2. 業務の広告について（「細則」第2条）

（1）広告の定義（第1項）

税理士は自己の業務に関する情報を必ずしも積極的に開示してこなかった傾向があり、そのため依頼者の側からみると、情報が不足しているために依頼する税理士の選択が困難となっている場合もあったように思われる。利用者が自己責任において資格者を選択するに当たっての資格者に関する情報提供も必要であり、今後は、会員が自己又は自己の業務に関する情報を適正に開示することによって、依頼者の利便に資することが期待される。

そこで、「細則」第2条第1項において、「広告とは、会員が、口頭、書面、電磁的方法その

他の方法により自己又は自己の業務に関する情報を開示する行為をいう。」と定義した。

(広告の主体)「細則」における広告の主体は、税理士たる会員及び税理士法人たる会員である。したがって、税理士及び税理士法人以外の第三者が行う広告は「細則」の適用外である。なお、第三者の抵触広告に対する関与の禁止については「細則」第6条に規定がある。ただし、形式的には第三者が広告主となっている場合であっても、その広告の全体を観察した場合に明らかに会員がする広告であると認められる場合には、会員が行う広告として「細則」が適用される。

(広告の目的)「細則」では「情報を開示する行為」をもって広告と定義したので、その行為の目的を問わず情報開示行為はすべて広告となる。したがって、必ずしも業務拡大や顧客獲得を目的としないものであっても、自己又は自己の業務に関して行う情報開示行為であれば、「細則」上の広告に該当することになる。

(広告の媒体及び方法)「細則」は、広告の媒体や方法について口頭、書面、電磁的方法その他の方法としている。したがって、新聞・雑誌・書籍・テレビ・ラジオ・ホームページ等のほか、名刺・ハガキ・便箋・封筒・チラシ・リーフレット・名簿・ポスター・看板・ノベルティ（無料で配布する広告商品）等のあらゆる媒体による情報開示はすべて広告に該当する。また、広告の方法としては、郵便・宅配便・電話・電報・ファクス・電子メール・インターネット等の方法のほか、戸別訪問や街頭又は会合等において直接広告物等を配布すること及び面談やスピーチをすること等の行為についてもすべて「細則」が適用される。なお、インターネット等による広告については、簡単に行うことが可能であり、納税者を恣意的に誘導しやすいこと、拡散しやすいこと等の特徴があるため、他の媒体による広告よりも注意が必要である。

(2)「税理士の使命」の理念の尊重(第2項)

「細則」第2条第2項において、「会員は、税理士の使命に鑑み、納税義務の適正な実現に資する観点から、信用又は品位を害するような広告をしてはならない。」と規定し、会員が広告する場合にも税理士法第1条に規定する「税理士の使命」を尊重することを求めることとした。

税理士の業務は、専門家の立場で申告納税制度を支える公共的な使命を前提としており、単

に営利を追求するだけの事業とは一線を画するべきである。業務広告は、ともすると業務拡大や顧客獲得を目的として行われることも多いので、その場合でも税理士の使命を尊重し、税理士の信用又は品位を害するような広告を行うことのないよう明確にしたものである。したがって、ネガティブリストに違反するか否かについての疑義が生じた場合等には、税理士の使命に照らして判断される。

3. 禁止される広告について(「細則」第3条)

「細則」第3条の各号は、会員が行う広告に関し、現時点で、弊害のおそれがあるものに関し、納税者に対しその規制の必要性を合理的に説明できるものとして禁止される広告を列挙した。なお、同条各号に該当する広告であれば、広告事項、媒体、目的、方法等の如何を問わず禁止される。

(1) 事実と合致していない広告

広告の記述内容が客観的で確実な資料に基づくことを求めるものである。「細則」第10条第3項において、事実と合致していることの証明責任は広告をした会員が負担することを定めており、その証明ができない場合には、事実と合致していない広告とみなされる。

例えば次のような広告がこれに該当する。

①虚偽の表示

例 経歴等を偽った表示

例 実在しない人物、団体等の推薦文

②実体が伴わない団体や組織の表示

例 実体が伴わないにもかかわらず、「〇〇税理士グループ」、「〇〇研究会」等の団体名を表示することは許されない。

(2)、(3)、(4) 誤導又は誤認のおそれのある広告、誇大又は過度な期待を抱かせる広告、困惑させ、又は過度な不安をあおる広告

一般の納税者に対し、誤った認識を持たせ、その判断を誤らせるおそれのある広告をいう。「誤導」と「誤認」とを強いて区別する実益はない。これらは客観的事実と合致していない広告同様、禁止すべき合理的理由がある。

広告は、自己の優れた点を強調するあまり、過度な期待が実現すると納税者が思い込むような内容を含むことになりがちである。そのうえ、自己の顧客や委嘱者となるように誘導

する目的をもって行われることが多く、納税者の判断を誤ませ、税理士の選択についていたずらに納税者を惑わし、過大な税負担について納税者の不安を煽り、期待を裏切る結果となるおそれがあることから、このような広告を防止するために明示的に禁止したもので、例えば次のような広告がこれに該当する。

例 割安な報酬で引き受けます。(廃止された最高報酬限度額と比較し、いかにも安価であるような誤解を与える広告も誤導的である。ただし、報酬金額を明示することを禁止するものではない。)

例 巧みに節税します。

例 最高の税務知識を提供します。

例 たちどころに解決します。

例 税務調査省略になります。

例 納税者には私の〇〇税理士会役員経験による豊富な人脈・情報が絶対必要です。

例 税理士は合格した科目以外の税目はたいして仕事できません。私なら大丈夫。

例 元国税職員は調査実務に長けています。

例 今の税理士で本当に大丈夫ですか？

(5) 他の会員又は会員事務所と比較した広告

比較広告は、一見、客観的で信用性が高い印象を与えるが、比較する対象の選択、比較の仕方次第では、実際以上に優れているかのように見せかけることも可能であり、また、その内容も主観的かつ独善的になりがちである。したがって納税者の判断、評価を誤らせるおそれがあり、広告された場合の弊害は大きい。また、他の会員又は会員の事務所と比較した広告は、比較対象者を誹謗・中傷するおそれがあり、品位に欠ける広告であるともいえる。

例 〇〇事務所・税理士法人より豊富なスタッフ

例 △△を宣伝文句にしている〇〇事務所・税理士法人とは異なり、当事務所・税理士法人は△△で優れています。

例 当事務所は〇〇で他の事務所よりも優れています。

例 国税局等で長年調査や審理をしていたので、他の税理士事務所よりも調査対応に優れています。

(6) 法令又は日本税理士会連合会若しくは本会の会則及び規則に違反する広告

会員が業務に関する広告をする場合は「細

則」の各条項のほか、広告に関するすべての事項につき、法令及び日本税理士会連合会若しくは所属税理士会の会則・規則等に準拠していなければならない。

法令及び会則・規則等に違反するおそれがある場合の典型例としては、非税理士(税理士法第52条に違反する者)との提携広告が挙げられる。非税理士との提携は、税理士法違反(税理士法第39条、日本税理士会連合会会則第61条等)になるので留意しなければならない。

その他国家公務員法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者保護法等に違反する広告、又は名誉・信用毀損、著作権・商標権侵害等に該当する広告はできない。

例 株〇〇は、当社専属の△△税理士・税理士法人により税理士業務を提供します。

例 元国税〇〇の税理士ならではの豊富な人脈・情報

(7) 上記の他、税理士の信用又は品位を損なうおそれのある広告

広告事項・方法・媒体等の如何を問わず、税理士又は税理士法人の信用又は品位を損なうおそれのある広告は禁止される。

例えば、次のような広告がこれに該当する。

①違法・脱法行為をほのめかす表現

例 税の抜け道、抜け穴教えます。

例 究極の節税テクニック

例 元大物OB税理士

②広告の方法及び表示形態並びに場所等が「細則」第3条第6号の適用上問題となる場合があり、奇異、低俗、派手すぎるもの、見る人に不快感を与えるもの等は、会員の信用又は品位を損なうおそれのある広告として許されない。したがって、場所柄を考慮せず、配慮に欠けた広告をすることは禁止される。なお、個別具体例は今後発生する事例等を参考にして、紹介していくこととする。

4. 表示できない広告事項について

(「細則」第4条)

「細則」第4条は、同第3条の一般的禁止事項に該当するもののうち、広告事項に関して、典型的な事項を具体的に列挙して明確化したものである。

したがって、本条各号は例示であり、ここに

列挙されていない広告事項であっても第3条各号の一つにでも該当する場合は当然禁止される。

(1) 税務行政庁在職時の具体的役職名

税理士法第42条は、税務行政庁出身の税理士が在職中の地位を利用して税理士業務を行うことを原則として防止する観点から、業務制限を課しているものである。一方で、一部の納税者の側に、権限のある役職を退官した者に対して邪まな「期待」が膨らんでいる証左がいまだに存在する限り、この事象を抑制する行為は、納税義務の適正な実現のためにも必要な措置である。

税務行政庁在職時の管轄地域名を冠した具体的役職名を表示することは、当該地域において税務における紛争が発生した場合等に特に有利な解決を図る等の期待をさせたり、税務官公署に対する影響力について納税者に対し、過大な期待を抱かせる虞があるので、禁止することとする。

具体的役職名とは、管轄地域名を冠した官公署名と役職名の併記をいう。

例えば次のような広告がこれに該当する。

例 元〇〇国税局長・元〇〇税務署長

例 元〇〇県税事務所長・元〇〇市役所税務課長

また、「元税務署長」、「元国税職員」、「元県税事務所長」、「元市役所税務課長」等のように具体的管轄地域名を冠していない税務行政庁の役職名を広告することは、事実合致していれば用いることができるが、その役職名に加え、「広い人脈を持っています」、「税務調査のポイントを熟知しています」等、ことさら前職名を誇示し誤解を与えるような文言を用いることは、納税者に過度な期待を抱かせることとなり、表示することはできない。

(2) 委嘱者の氏名又は名称

委嘱者に関する事項は、「税理士の業務」の守秘義務にかかわることであり、本来は広告に表示することはできない。

しかし、会員がどのような顧客を持っているのかは納税者の関心事であることから、委嘱者の利益を損なわない範囲において、かつ、委嘱者から書面による同意を得られた場合には表示可能とする。

(3)、(4) 現在取扱い又は委嘱されている事案、過去に取扱い又は委嘱された事案

上記の(3)と(4)についても、守秘義務

との関係から本来は広告に表示することはできない。しかし、会員が現在又は過去にどのような事案を扱っているのかは納税者の関心事であることから、委嘱者の利益を損なわない範囲において、かつ、委嘱者から文書による同意を得られた場合には表示可能とする。

5. 有価物等の供与の禁止について

(「細則」第5条)

社会的儀礼の範囲を越えた有価物(例えば商品券、贈答品等)を広告対象者に供与して宣伝することを禁じたもので、このような行為は税理士又は税理士法人の社会的信用や品位を失墜させる行為の代表例であることから、これを明らかにしたものである。

なお、社会的儀礼の範囲内での有価物等の供与とは、例えば、お歳暮として事務所名が入ったカレンダーを送ること、事務所の開設記念としてプリペイドカード等を配布することが含まれる。

6. 第三者の抵触広告行為に対する関与の禁止について(「細則」第6条)

第三者が行う会員の業務に関する広告行為(「細則」は適用できない)で、「細則」に反するものに対し、金銭その他の利益を供与する等の関与を禁止し、「細則」の実効性を確保したものである。第三者の広告行為が「細則」に反することを会員が知っている場合には、当該会員に対し、「細則」第6条が適用される。

7. 広告する税理士等の表示について

(「細則」第7条)

会員が行う広告は納税者に対する情報開示であるので、その実施に当たっては、責任者である税理士又は税理士法人の氏名又は名称を表示し、その広告の責任の所在を明らかにする必要がある。また、「細則」に違反する広告が行われた場合には、税理士会の責任においてこれを排除する際に必要な措置でもある。

なお、広告行為が印刷物や画像等によらない場合(ラジオ、電話、面談、スピーチ等)であっても、印刷物等と同様に、広告主の氏名又は名称及び本会の会員である旨を明らかにする必要がある。

ただし、社会的儀礼の範囲内と認められる行為及び事務所の所在地を案内するための行為

は、広告を行うことが主たる目的であるとは考えられないため、「細則」第7条の適用を除外することとした。また、同様の趣旨により第8条及び第9条においても除外することとした。

例えば、次のような行為は社会的儀礼の範囲内と認められる。

- ①便箋、封筒、慶弔の花輪等に「税理士○○○○」又は「税理士法人○○○○」と表示すること
- ②年賀状、暑中見舞い等の挨拶状を出すこと
- ③友人、親戚の結婚式や祝賀会に「税理士○○○○」又は「税理士法人○○○○」として祝電を打つこと
- ④選挙ポスターや選挙広報に税理士名や経歴等を記載すること
- ⑤著作物の著者紹介欄に、経歴、事務所の住所・電話番号等の連絡先を記載すること
- ⑥新聞、雑誌のコメント記事又は投稿欄に顔写真、経歴と共に税理士名を記載すること
また、例えば、次のようなものは事務所所在地案内等の広告であると認められる。

- ①事務所の道案内のための看板
- ②街頭における地図看板に事務所の場所を示すこと

8. 広告であることの表示及び承諾のない電子メール等による広告の禁止について

（「細則」第8条）

面識のない税理士又は税理士法人からの文書の送付や訪問等は、受け取る者に唐突な印象や無用な心配を与えかねない。したがって、これを防ぎ、広告を受ける者に拒否する自由を保障するために、例えば文書を配布する場合には、封筒の表及び文書の冒頭に「広告資料」、「事務所案内」などと明記し、配布された文書等が広告物であることが一見して判るように表示することを求めたものである。

なお、特定商取引に関する法律の改正及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の改正（いずれも平成20年12月1日施行）により、電子メール広告について事前に電子メール広告を行うことに対する承諾をしていない者に対する電子メール広告は原則禁止された。

9. 保存義務について（「細則」第9条）

会員が行う業務広告は納税者の利便に資するための情報開示であるので、その内容について

は広告主としての責任を明確にする必要がある。そのため、広告物は一定期間保存することを求めることとした。

さらに、「細則」第10条では、税理士会の責任において違法広告の排除等の是正措置を講ずることとしているが、この措置の実効性を担保するため、広告物等に関する記録（電磁的方法による記録を含む。）の現存が必要であり、広告終了後に期間を定めて保存を義務化した。第10条の調査協力義務とともに違反広告取締りの実効性を確保したものである。なお、保存期間については、不法行為の損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条）の規定を参酌し、3年間とした。

広告物等の保存は、以下によるものとする。

- ①広告物等は現物そのものを保存することを原則とする。
 - a. 事務所案内、事務所報、案内チラシ等当該税理士の広告のみを紙に印刷した広告物は、同一物を保存する。
 - b. 電話帳広告、雑誌広告、新聞紙広告等当該税理士の広告以外のものも含まれている紙に印刷した広告物は、当該広告物が掲載掲示されている頁とその電話帳、雑誌、新聞紙等を特定できる頁を保存すれば足りる。
 - c. 立て看板、広告幕、広告板、広告塔など物理的に保存に適しないものは、現物の状況が判るような写真に保存すれば足りる。
- ②広告物の発送等広告方法に関する記録
事務所報、事務所案内等を広告として実際に使用した場合は、その時期、送付先、送付方法について記録しておく必要がある。
送付方法についての記録とは、郵便、電子メール、直接配布、業者依頼配布等の区別について記録することである。
立て看板、広告板などの屋外広告物については、掲示した場所と周囲の状況、掲示期間、大きさ等を記録する。
- ③インターネットによる広告の保存
インターネットのホームページを利用した広告の場合は、その内容が頻繁に書き換えられるのが通常であるから、書き換えるたびに書き換え前のデータを保存しておく必要がある。
- ④ラジオ、電話、面談、スピーチ等による広

告の場合

その広告内容、実施した時期、方法、対象者等を記録しておく必要がある。

10. 違反行為の排除について（「細則」第10条）

（1）違反広告の調査（第1項、第2項）

税理士法第49条第6項で税理士会の目的は会員の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため支部及び会員に対する指導、監督に関する事務を行うことであると規定しており、違反広告に対しても、指導監督の必要があれば、本会は調査することができ、また、会員は調査に協力しなければならない事を確信的に掲げたものである。

（2）真实性の証明責任（第3項、第4項）

広告について事実と合致しているか否かに疑義が生じた場合に、広告した会員に証明責任を負担させることとし、証明ができなかったときには、「細則」第3条第1号で禁止された違反広告とみなすことができることとした。

（3）違反行為に対する措置（第5項、第6項、第7項）

第5項において、本会は、「細則」に違反した会員に対し、違反行為の中止、排除、改善その他の措置を命じ、再発防止のための会則上の処分を含む必要な措置をとらなければならないこととした。

「違反行為の中止」とは、現在継続している違反行為自体をやめさせることをいい、「違反行為の排除」とは、既に配布した広告の回収など違反広告の原状回復をいう。「違反広告の改善」とは、現在継続している広告の内容を改めることをいう。「再発防止のための必要な措置」とは、例えば違反をした会員から違反を行わない旨の誓約書の提出を求めるなど再発防止のため本会が必要と認める一切の措置をいう。

税理士会が上記の命令又は措置を取る場合は当該命令、措置が会員にとって不利益処分であるので、手続の公正を期するため当該会員に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

第6項は、会員が中止命令又は排除命令を受けたにもかかわらず中止又は排除をしないとき、又は、中止、排除をしようにも事実上不可能であるときに、当該広告による被害発

生が予想され放置できないような事態が生じた時には、その被害発生を予防するため、命令、その他措置を行った事実と理由の要旨を公表することができるとし、公表することによって被害発生防止を図ることができることを明確にしたものである。

第7項において、会員が広告を行う場所は、所属税理士会の区域内に限られているわけではない。しかし、所属税理士会の区域外において広告が行われる場合、その広告が「細則」に違反していても所属税理士会ではこれを察知できないことも考えられる。そこで、違反広告を察知した他の税理士会が当該広告を行った会員の所属税理士会に対して通知を行うことができるとして、「細則」の実効性を高めることとした。

税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方(財務省告示第104号)

税理士法(昭和26年法律第237号)第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の規定に基づく税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

(財務大臣 額賀 福志郎)

改正 平成27年1月30日財務省告示第35号

令和5年2月17日財務省告示第49号

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士法(昭和26年法律第237号。以下「法」という。)に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分(以下「懲戒処分等」という。)の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- 1 不正行為の性質、態様、効果等
- 2 税理士の不正行為の前後の態度
- 3 懲戒処分等の前歴
- 4 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- 5 その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないとき認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人等である税理士等に対する懲戒処分

1 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者(自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。)が不正行為を行った場合における、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士(以下「使用者税理士等」という。)に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処

分をする。

- (2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第41条の2(使用人等に対する監督義務)の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- (2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第3 不正行為の種類の異なるものが2以上ある場合

Ⅱに定める不正行為の種類の異なるものが2以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の種類について算定した量定を合計したものを基本とする。

第4 税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1月を単位とする。

第5 税理士であつた者に対する懲戒処分を受けべきであつたことについての決定

第1から第4までの規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けべきであつたことについての決定について準用する。この場合において、第4中「税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間」とあるのは「税理士であつた者が受けべきであつた税理士業務の停止をすべき期間」と読み替えるものとする。

Ⅱ 量定の考え方

第1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士が法第45条第1項又は第2項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問ひ得る不正所得金額等（国税通則法第68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問ひ得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

戒告又は2年以内の税理士業務の停止

2 税理士が法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第33条の2第1項又は第2項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(2) 法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記1に掲げる行為に該当する場合を除く。）

不正所得金額等の額に応じて、

2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記1及び2（2）イに掲げる行為に該当する場合を除く。）

申告漏れ所得金額等の額に応じて、

戒告又は2年以内の税理士業務の停止

ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）

行為の回数、程度に応じて、

2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- ニ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- ホ 業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）
戒告又は1年以内の税理士業務の停止
- ヘ 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）
戒告
- ト その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）
戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (3) 法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (4) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (5) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告
- (6) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は1年以内の税理士業務の停止
- (7) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止
- (9) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士であつた者に対する量定

第1の規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。

第3 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）、第48条の18（解散）又は第48条の19（合併）に規定する届出をしなかったとき。
戒告
- (2) 法第48条の16において準用する法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。
- イ 自己脱税
不正所得金額等の額に応じて、
2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散
- ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は2年以内の業務の全部若しくは一部の停止
- ハ 税理士会の会費の滞納
戒告
- (3) 法第48条の16において準用する法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告
- (4) 法第48条の16において準用する法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は1年以内の業務の全部若しくは一

部の停止

- (5) 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。

解散

- (6) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があったとき（上記1（2）及び（6）に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- (2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

附 則（平成27年1月30日財務省告示第35号）

この告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月17日財務省告示第49号）

この告示は、令和5年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、令和5年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

平成11年1月10日 初版発行
平成15年7月10日 改訂版発行
平成20年3月10日 二訂版発行
平成26年3月10日 二訂増補版発行
平成28年9月10日 三訂版発行
令和6年3月10日 四訂版発行

綱紀のしおり

(四訂版)

編集 名古屋税理士会 綱紀監察部

発行 名古屋税理士会

〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通8丁目14番地
税理士会ビル4階

電話 〈052〉752-7711(代表)

